

# いわて未来づくり機構 会則

(名称)

第1 本組織は、「いわて未来づくり機構（以下「機構」という。）」という。

(目的)

第2 機構は、岩手県内で活動する組織が智慧と行動力を結集するためのネットワークを構築し、岩手県の地域社会の総合的な発展に向けて県民力を挙げオール岩手で取り組み、具体的に実践していくことを目的とする。

(構成)

第3 機構は、第2の設置目的に賛同し、事務局に入会の意思を表示した岩手県内で活動する組織（以下「会員」という。）をもって構成する。

(活動事項)

第4 機構は、第2の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 岩手県の地域社会の総合的な発展に資する方策の検討及び実践
- (2) (1)に係る情報発信
- (3) 会員相互及びラウンドテーブルと会員の意見交換及び情報共有
- (4) (1)～(3)を行うためのネットワークづくり
- (5) その他、機構の目的を達成するために必要な事項の検討及び実践

(ラウンドテーブル)

第5 機構にラウンドテーブルを置く。

- 2 ラウンドテーブルメンバーの変更は、ラウンドテーブルメンバーの過半数の承認を得て行う。
- 3 ラウンドテーブルは、共同代表が必要と認めたとき開催する。
- 4 ラウンドテーブルは、岩手県の地域社会の総合的な発展のために克服すべき重要な課題について意見を交換し、提言を行う。
- 5 必要に応じ、学識経験者等にラウンドテーブルへの出席を求めることができる。

(共同代表)

第6 機構に共同代表を若干名置く。

- 2 共同代表は、ラウンドテーブルメンバーの中から互選する。
- 3 共同代表は、それぞれが機構を代表し、機構の業務を統括する。
- 4 共同代表の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第7 総会は、共同代表が招集する。

- 2 総会の議長は、共同代表が務める。
- 3 総会は、次の事項を議決する。
  - (1) 事業計画の決定及び変更
  - (2) 事業報告の承認
  - (3) 会則の制定及び改正
  - (4) その他必要と認められる事項

(企画委員会)

第8 機構に、活動の企画・調整を担う企画委員会を置く。

- 2 企画委員会は、ラウンドテーブルメンバーが指名する者をもって構成する。
- 3 企画委員会に委員長を置く。
- 4 委員長は、企画委員の中から互選する。
- 5 企画委員会の運営については、別に定める。

(作業部会)

第9 機構に、特定の課題に関する連携・協働の方針の策定、協働事業の企画立案及び協働事業の実践並びに必要な調査研究等を行うため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の設置及び廃止は、ラウンドテーブルで決定する。
- 3 作業部会は、ラウンドテーブルメンバーが指名する者をもって構成する。
- 4 作業部会の運営については、別に定める。

(会費)

第10 機構の会費は、無料とする。ただし、一部事業の実施に伴い、参加負担金等を徴収することができる。

(事務局)

第11 機構の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、ラウンドテーブルメンバーが協力して運営する。

(その他)

第12 この会則に定めるもののほか、機構の運営に関し、必要な事項は、共同代表が別に定める。

附則 この会則は、平成20年4月24日から施行する。

附則 この会則は、平成22年5月25日から施行する。

附則 この会則は、平成23年7月19日から施行する。